



合併処理浄化槽について

【合併処理浄化槽とは】

各ご家庭の台所、お風呂、トイレ等の排水を集め、汚れた水をきれいに浄化して、近くの側溝や水路等に放流する設備です。処理方法は浄化槽によって様々であるため、一例を下図で紹介します。

【合併処理浄化槽の特徴】

各ご家庭の敷地内に軽自動車一台分程のスペースで設置できます。また、終末処理場を必要とする下水道とは違い、合併処理浄化槽のみで排水をきれいにすることができます（近江八幡市内の下水道は道路の地中を通して草津市にある処理場まで流れていき処理されます）。このことから、地震等の広域的な災害が起こった際にも、比較的影響を受けずに排水の処理を行うことができますと期待されています。

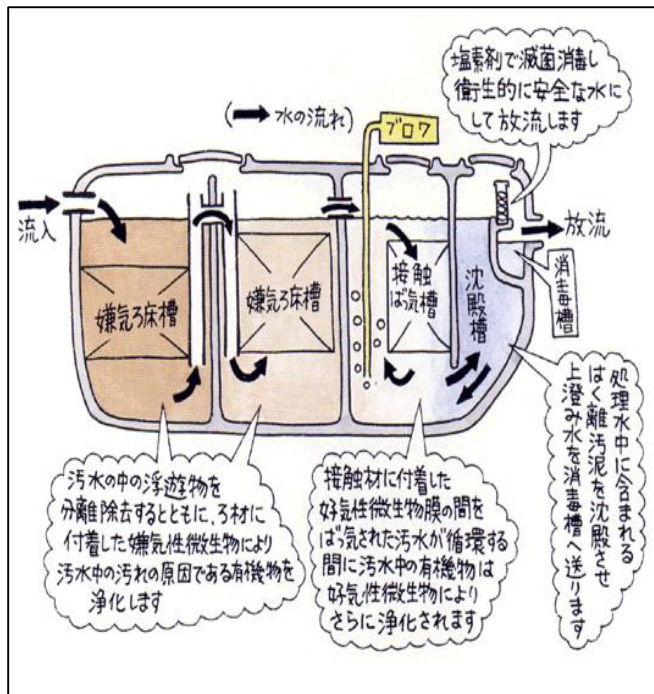


図 浄化槽の仕組み

おうみはちまんエコ通信

1号

合併（単独）処理浄化槽を設置されている方の義務

浄化槽は定期的にメンテナンスを行わないと、排水をきれいにする機能を維持することはできません。そのため、浄化槽法という法律により、管理者の方には法定検査の受検や、点検・清掃の実施について定められています。

【法定検査】

浄化槽法では、第7条と第11条に定める検査を受けなければならないとされています。7条検査については、浄化槽の使用開始後3か月を経過したものを対象に1回、11条検査については、年に1回受検することが義務付けされています。どちらの検査も、浄化槽が正常に機能しているか、放流水の水質に問題がないかのチェックをしています。なお、検査は指定検査機関である滋賀県生活環境事業協会（栗東市、電話番号077-554-9271）に申込みをする必要があります。

※検査を受けない場合、30万円以下の過料が科せられる場合があります。

【点検・清掃】

第10条では、浄化槽を4か月に1回以上（一般的な家庭の浄化槽）の点検、年1回の清掃をしなければいけないとされています。浄化槽の機能に異常が生じていないか、消毒剤は残っているか等を点検し、清掃は、浄化槽内に溜まった汚泥の引抜き及び清掃を行います。どちらも浄化槽を適正に使用するには必要不可欠です。